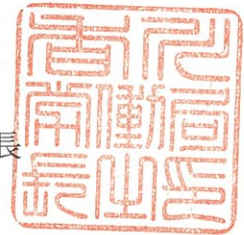


香労発基 0711 第1号
令和7年7月11日

独立行政法人 労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター所長 殿

香川労働局長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を
改正する法律等について（周知依頼）

平素より、労働行政に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等を行う労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が令和7年5月14日に公布されました。

また、治療と就業の両立支援指針について、労働安全衛生法に基づく指針と調和を図るため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）が令和7年6月11日に公布されました。

施行期日は、その内容に応じて、公布日、令和8年1月1日、令和8年4月1日、令和8年10月1日、令和9年1月1日、令和9年4月1日、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされているところです。

つきましては、以下の厚生労働省HPにおいて、別添リーフレットや各種情報を掲載した特設ページが開設されていますので、このページを閲覧するなど、本趣旨をご理解いただき、会員各位に対し周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

○厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

○リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>